

第二十二号議案

江戸川区スポーツセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区スポーツセンター条例の一部を改正する条例

江戸川区スポーツセンター条例（昭和五十六年十月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

貸切利用料金

(一)

施設名	単位時間	
	午前の部	午後の部
大体育室	午前九時～正午 一、二、三、四〇円	午後一時～午後五時 一、六、二、五〇円
小体育室	四、六、三〇円	六、九、九〇円
柔道場	二、一、六〇円	二、九、八〇円
剣道場	二、一、六〇円	二、九、八〇円
卓球室	三、九、一〇円	五、四、五〇円
会議室（第一）	一、二、三〇円	一、七、五〇円
会議室（第二）	一、二、三〇円	一、七、五〇円
和室	五、一〇円	八、二〇円
		夜間の部
大体育室	二、三、九、七〇円	午後六時～午後九時三十分 二、三、九、七〇円
小体育室	一〇、〇、八〇円	二、三、九、七〇円
柔道場	四、三、二〇円	二、三、九、七〇円
剣道場	四、三、二〇円	二、三、九、七〇円
卓球室	七、九、二〇円	二、三、九、七〇円
会議室（第一）	二、三、七〇円	二、三、九、七〇円
会議室（第二）	二、三、七〇円	二、三、九、七〇円
和室	一、一、三〇円	二、三、九、七〇円
		全日
大体育室	五、二、五、六〇円	午前九時～午後九時三十分 五、二、五、六〇円
小体育室	二、一、七〇〇円	二、一、七〇〇円
柔道場	九、四、六〇円	九、四、六〇円
剣道場	九、四、六〇円	九、四、六〇円
卓球室	一、七、二、八〇円	一、七、二、八〇円
会議室（第一）	五、三、五〇円	五、三、五〇円
会議室（第二）	五、三、五〇円	五、三、五〇円
和室	二、四、六〇円	二、四、六〇円

(二)

施設名	単位時間	
	午前の部	午後の部
温水プール（大）	午前九時～午前十一時三十分	午後〇時三十分～午後三時
温水プール（小）	午後三時三十分～午後六時	午後六時三十分～午後九時三十分
	全日	
温水プール（大）	一〇、〇八〇円	一一、六二〇円
温水プール（小）	三、九一〇円	五、四五〇円
	五、四五〇円	八、五四〇円
	二、三、三五〇円	五四、二〇〇円

備考

一 区民以外の者が施設を利用する場合には、規定利用料金の十割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

二 温水プール（大）及び温水プール（小）を除く施設の中間時間（正午から午後一時まで及び午後五時から午後六時まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、一時間を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができ。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。

イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を利用料金とする。

ロ 午後五時から午後六時まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額を利用料金とする。

三 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合には、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合には、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。

六 大体育室及び卓球室は、体育目的に利用する場合に限り、二分（床面積の二分の一）として利用することができる。この場合には、規定利用料金の二分の一とした額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

七 温水プール（大）及び温水プール（小）は、指定管理者が管理上支障がないと認めたときは、分割して利用することができる。この場合には、規

定利用料金を利用コース数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

八 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

九 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

別表第二（第七条関係）

一般公開利用料金

施設名	単位時間				一施設当たり	
					一般（高校生以上）	小・中学生
大体育室	午前（午前九時～正午）	二一〇円				五〇円
柔道場	午後（午後一時～午後五時）	二一〇円				五〇円
剣道場	夜間（午後六時～午後九時三十分）	二一〇円				五〇円
卓球室						
みんなのスポーツルーム						
温水プール	二時間	二一〇円				五〇円

備考 単位時間については、指定管理者は、時間帯、曜日又は季節ごとの利用状況に応じて、変更することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区スポーツセンター条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。